

養子離縁届の記入例

(母が再婚相手と離婚後に、その母の離婚相手と母の実子が離縁する場合。)
 ※加西太郎が兵庫花子と婚姻する際に、加西太郎が妻花子の前の夫との子である兵庫梅男と縁組していた。加西太郎と花子が離婚を行い、その後、加西太郎と梅男の養子離縁を行う場合の記載例。

お持ちいただくもの

- ① 養子離縁届書(離縁する養子一人につき1通)
- ② 届出人の本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)

養子離縁届

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日届出

養子離縁する方が「男性」の場合、こちらに記入してください。

養子離縁する方が「女性」の場合、こちらに記入してください。

兵庫県加西市 長殿

縁組中(現在)の氏で氏名を記入してください。

離縁する人の縁組中(現在)の本籍・筆頭者氏名を記入してください。

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏を記入しないでください。離婚している場合は、現在の氏を記入してください。

養子		養親	
(よみかた) 氏名	かさい うめお 加西 梅男	(よみかた) 氏名	かさい たろう 加西 太郎
生年月日	平成 21 年 9 月 1 日	生年月日	昭和 56 年 2 月 10 日
住所	兵庫県加西市北条町栗田66 番地 01	住所	兵庫県加西市北条町横尾1000 番地 01
世帯主の氏名	ひょうご はなこ 兵庫 花子	世帯主の氏名	かさい たろう 加西 太郎
本籍	兵庫県加西市北条町横尾1000 番地 01	本籍	兵庫県加西市北条町横尾1000 番地 01
筆頭者の氏名	加西 太郎	筆頭者の氏名	加西 太郎
父母の氏名	父 近畿 三郎 母 兵庫 花子	父 長男 母	
父母との続き柄	長男		
離縁の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離縁 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 許可の審判確定	
離縁後の本籍	兵庫県加西市北条町栗田66 番地 01 筆頭者 兵庫 花子	その他	
届出人署名		届出人署名	加西 太郎

調停・裁判離婚の場合は、裁判所からの書類を忘れずにご持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。(ただし、死亡者との離縁のときは、成年の証人が2人必要です。)

15歳以上の方で縁組の日から7年以上経過した後に離縁する場合は、「戸籍法73条2項の届出」をすることで縁組中の氏をそのまま使うことができます。養子離縁届と「戸籍法73条2項の届出」同時に提出するときは、この「離縁後の本籍」欄は記入しないでください。

母が離婚時に新戸籍を編製した後、母の離婚後の戸籍に入籍する場合は、「その他」欄に次のように記載してください。(15歳未満は不要)
 (例) 母と同籍することを希望する。

証人

(協議離縁または死亡した者との離縁のときだけ必要です。)

署名	加西 一郎	兵庫 夏子
生年月日	昭和 19 年 1 月 13 日	昭和 22 年 4 月 21 日
住所	兵庫県加西市北条町横尾1000 番地 01	兵庫県加西市北条町栗田66 番地 01
本籍	兵庫県加西市北条町横尾1000 番地 01	兵庫県加西市北条町栗田66 番地 01

養子が15歳以上なら養子本人が届出人となります。

どちらか一方を記入してください。

資格	離縁後の親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父) <input type="checkbox"/> 未成年後見人	離縁後の親権者 (<input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人
住所		兵庫県加西市北条町栗田66 番地 01
本籍		兵庫県加西市北条町栗田66 番地 01 筆頭者 兵庫 花子
署名		兵庫 花子
生年月日		昭和 58 年 7 月 5 日

養子が15歳未満なら、養子の現在の法定代理人、又は離縁後法定代理人となるべき人が代わりに届出をしてください。

必ず連絡先の電話番号をご記入してください。

電話 090 (1111) 1111
 自宅・勤務先 [] 携帯

戸籍法73条の2項の届

15歳以上の方で縁組の日から7年以上経過した後に離縁する場合、離縁の日から3ヵ月以内に「戸籍法73条2項の届出」をすることで、家庭裁判所の許可なく、離縁の際に称していた氏を名乗ることができます。

裁判離縁を除き、証人として当事者以外の2人の署名が必要です。証人は、養子離縁の事実を知っている、18歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。(ご家族、知人など)